

財団法人 菊川建設労働者福祉センター

## 寄付行為

平成23年11月8日現在

# 財団法人 菊川建設労働者福祉センター寄附行為

## 第 1 章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、財団法人菊川建設労働者福祉センター（以下「福祉センター」という。）という。

(事務所)

第2条 福祉センターの事業所を山口県下関市に置く。

## 第 2 章 目的及び事業

(目 的)

第3条 この法人は、建設労働者及び一般勤労者の資質の向上を図る能力開発のための講習並びに研修と福祉に関する諸事業を総合的に行いもって福祉保健文化の向上勤労意欲の高揚、雇用の改善等に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 技能実習並びに雇用管理研修等、建設雇用改善のための諸事業
- (2) 勤労者の教養及び文化の向上のための諸事業
- (3) 福祉センター、福祉施設及び公営施設の運営管理
- (4) 福祉センター及び附帯施設の整備充実
- (5) その他前号の目的達成のための諸事業

## 第 3 章 資産及び会計

(資産の構成)

第5条 この法人の資産は次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された財産
- (2) 寄附された財産
- (3) 資産から生ずる収入
- (4) 事業に伴う収入
- (5) その他の収入

(資産の種別)

第6条 この法人の資産は、基本財産及び運用財産の2種とする。

2 基本財産は次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録中基本財産の部に記載された財産
- (2) 基本財産とすることを指定して寄附された財産

(3) 理事会で基本財産に繰り入れることを議決した財産

3 運用財産は、基本財産以外の財産とする。

(資産の管理)

第7条 この法人の資産は、理事会の議決に基づいて理事長が管理する。

2 基本財産のうち、現金は確実な金融機関に預け入れ、又は信託会社に信託し若しくは、国公債等確実な有価証券にかえて保管しなければならない。

(基本財産の処分の制限)

第8条 基本財産は譲渡し、交換し担保に供し、又は運用財産に繰り入れてはならない。

ただし、この法人の事業遂行上やむを得ない理由があるときは、理事会の議決を経、かつ、主務官庁の承認を受けてその一部を処分又は、担保に供することができる。

(経費の支弁)

第9条 この法人の事業遂行に要する経費は、運用財産をもって支弁する。

(会計年度)

第10条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第11条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、理事長が編成し、毎会計年度開始前に理事会の議決を経なければならない。

2 事業計画及び収支予算を変更しようとする場合も同様とする。

(事業報告及び収支決算)

第12条 この法人の事業報告及び収支決算は理事長が作成し、毎会計年度終了後2ヶ月以内に監事の監査を経て理事会の認定に付さなければならない。

2 この法人の収支決算に剰余金があるときは、理事会の議決を経て、その一部若しくは全部を基本財産に編入し、又は翌年度に繰り越すものとする。

(特別会計)

第13条 この法人は必要があるときは、理事会の議決により特別会計を設けることができる。

(収益等の使用)

第14条 前条の特別会計から生じた剰余金は、すべてこれを基本財産又は運用財産に繰り入れなければならない。

(長期借入金)

第15条 この法人が借入金をしようとするときは、その会計年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事会の議決を経なければならない。

## 第 4 章 役 員

(役 員)

第16条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事長 1名
  - (2) 副理事長 1名
  - (3) 理事 (理事長及び副理事長を含む。) 5名以上8名以内
  - (4) 監事 2名
- 2 役員は、この法人の運営に密接な関係のある機関若しくは団体の役職員又は学識経験者から下関市長が選任する。
  - 3 理事長及び副理事長は、理事の互選により定める。
  - 4 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。
  - 5 理事の選任に当たっては、親族その他特別の関係にある者が理事現在数の3分の1を超えてはならない。

#### (役員職務)

第17条 理事長はこの法人を代表し、その業務を統轄する。

- 2 副理事長は理事長を補佐し、理事長に事故あるときは又は欠けたときはその職務を代理する。
- 3 理事は理事会を組織し、必要な事項を審議する。
- 4 監事は民法第59条に定める職務を行う。

#### (役員任期)

第18条 役員任期は、2年とする。ただし、補欠として選任された役員任期は前任者の、増員により選任された役員任期は現在者の残任期間とする。

- 2 役員は、再任されることができる。
- 3 役員は、辞任した場合又は任期満了の場合においても、後任者が就任するまでは、必要な職務を行わなければならない。

#### (役員解任)

第19条 役員は次の各号の1に該当するときは、理事会の決議により解任することができる。

- (1) 心身の故障のため職務の執行にたえないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反、その他役員たるにふさわしくない行為があると認められるとき。

#### (参与)

第20条 この法人に参与若干名を置くことができる。

- 2 参与は理事長が委嘱する。
- 3 参与は、この法人の事業運営上必要な事項につき、理事長の諮問に応ずる。

#### (報酬及び費用弁償)

第21条 役員及び参与には報酬を支給しない。ただし常勤の役員はこの限りでない。

- 2 費用弁償については、別に定める。

## 第5章 理事会

(構成)

第22条 理事会は理事をもって構成する。

(理事会の議決事項)

第23条 理事会はこの寄附行為に規定するもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 事業計画及び収支予算の決定。
- (2) 事業報告及び収支決算の承認。
- (3) 剰余金の処分に関すること。
- (4) その他この法人の運営に関する重要な事項。

(招集)

第24条 理事会は理事長が招集する。

- 2 理事の3分の1以上から会議に付議すべき事項を示して請求があったときは、理事長はすみやかに理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するには、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時、場所を明示して文章をもって通知しなければならない。

(議長)

第25条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

(定足数)

第26条 理事会は理事の3分の2以上の出席がなければ開くことができない。

(議決)

第27条 理事会の議事は、この寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、出席者の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(書面表決等)

第28条 やむをえない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項についてのみ書面をもって表決し、又は他の理事を代理人として表決を委任することができる。この場合において、その理事は出席したものとみなす。

(監事の出席)

第29条 監事は理事会に出席して意見を述べることができる。

(議事録)

第30条 議長は会議の議事録については、次の事項を記載した議事録を作成し保存しなければならない。

- (1) 理事会の日時及び場所
- (2) 理事の現在数
- (3) 出席理事の氏名(書面表決者及び表決委任者を含む)
- (4) 議決事項
- (5) 議事経過及び発言者の発言要旨

2 議事録には議長及び出席理事の中から、その会議において選出された議事録署名人2

人以上が署名しなければならない。

## 第 6 章 事務局

(事務局)

第 3 1 条 この法人の事務を処理するため事務局を置く。

- 2 事務局に職員若干名を置き理事長が任免する。
- 3 事務局に関する規定は別に定める。

## 第 7 章 寄附行為の変更及び解散

(寄附行為の変更)

第 3 2 条 この寄附行為は理事会において理事の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ主務官庁の許可を受けて変更することができる。

(存続期間)

第 3 3 条 この法人は、平成 25 年 3 月 31 日まで存続する。

- 2 この法人の解散に伴う清算人は、理事会において理事の中から選定する。

(残余財産)

第 3 4 条 この法人の解散に伴う残余財産は、理事会において理事の 4 分の 3 以上の同意を得、主務官庁の許可を受けて、その帰属を定めるものとする。

## 第 8 章 補 則

(委 任)

第 3 5 条 この寄附行為に定めるもののほか、この法人の事業の運営に関し、必要な事項は理事長が定める。

## 附 則

(施行月日)

- 1 この寄附行為は、この法人の設立許可の日から施行する。

(設立当初の事業年度)

- 2 この法人の設立当初の事業年度は第 1 0 条の規定にかかわらず設立の日に始まり、昭和 5 6 年 3 月 3 1 日に終わるものとする。

(設立当初の役員の任期)

- 3 この法人の設立当初の役員は、第 1 8 条の規定にかかわらず昭和 5 7 年 5 月 3 1 日までとする。

## 附 則

(施行月日)

1 この寄附行為は、山口県知事の認可のあった日（平成17年6月14日）から施行する。

（経過措置）

2 この寄附行為の施行の日から平成18年5月31日までの間に改正後の財団法人菊川建設労働者福祉センター寄附行為（以下「改正後の寄附行為」という。）第16条第2項の規定により新たに選任された役員（増員により選任された役員を含む。）及びその補欠として選任された役員の任期は、改正後の寄附行為第18条第1項の規定にかかわらず、平成18年5月31日までとする。

### 附 則

（施行月日）

- 1 この寄附行為は、平成20年6月1日から施行する。
- 2 この寄附行為は、平成23年6月23日から施行する。
- 3 この寄附行為は、平成23年11月8日から施行する。

これは、財団法人 菊川建設労働者福祉センター寄附行為である

平成24年2月1日

財団法人 菊川建設労働者福祉センター  
理事長 徳 賀 和 馬

